

佐賀県立博物館・美術館報

佐賀市城内1丁目15番23号 TEL 0952(24)3947 FAX 0952(24)8129

No.93



竜図鐔 銘「肥前國／忠長」 個人蔵

橋本忠長は本来、刀剣に竜や梵字などを彫り込む刀剣彫物師だが、鐔にも優品が多い。近世の刀匠として有名な忠吉の一族で、初代は天和（1681～1684）ころの人と伝えるが、数代続いたよう、佐賀市の長安寺には明治十七年（1884）没の碑文のある墓が残っている。幕末には佐賀藩からの注文を受けて鉄砲の制作も行った。

忠長の鐔は、鉄地に鏽で図柄を彫るものがほとんどで、金・銀象嵌などによる装飾はほとんどちいさいため、重厚で力強い印象を与えるものが多い。この鐔はその中でも極めて優れた作品で、珠や竜の頭部などは素地より高く、胴体の一部は低いため、非常に立体的であり、わずかに瞳にのみ金象嵌を用いているのも効果的である。

目 次

○竜図鐔 銘「肥前國／忠長」	表紙
○誌上展覧会「在銘肥前の鐔」	P 2
○古代木器の保存処理（II）	P 3
○閥家文書について	P 4～7
○博物館常設展のご案内	P 8

誌上展覧会

博物館常設展

在銘肥前の鐔

会期 平成3年6月7日～7月21日
会場 佐賀県立博物館3号展示室

今回の展示では、長崎で活躍した若芝、光廣など鍔の名工の他、刀匠として有名な忠吉や佐賀藩お抱えの甲冑師の宮田勝貞などの銘のある鐔51枚を展示しています。

在銘作品は総じて出来が良いうえ、その人の作風を知る最もよい手掛かりです。また注意深くみれば、佐賀、唐津、長崎、平戸、須古など地域によって、あるいは鐔専門の鍔工、刀匠、甲冑師など制作者の職種によって作風が異なっており、それぞれの美意識が感じられます。

併せて、鍋島家伝來のものを中心として、在銘の刀、甲冑、火縄銃、馬具なども展示しています。



竜団鐔 銘「行年七十二歳／肥前住勝貞作」個人蔵

「宮田家系図」によると、宮田家は南都住春田派の流れを汲む甲冑師で、秀吉が肥前名護屋城に在陣した折に姫路から招聘され、その後、鍋島藩のお抱えとなったという。鉄地打出しの技法を得意とする。

五代勝貞は宮田家中興の人と謳われた名工で、濱・日輪文五枚銅具足は佐賀県重要文化財に指定されている。享保十一年（1726）没。

この鐔は甲冑と同じ鉄地打出しの技法でつくられたもので、裏は凹面となっている。



梵字鐔 銘「近江守／忠吉」 個人蔵

忠吉は明治初期まで九代続くが、初代以来、佐賀藩お抱えの刀匠として栄えた。

近江守は、五代と六代の忠吉が名乗るが、この鐔は、吉の「口」の第一画を打上げる特徴から六代忠吉のものと考えられる。

鐔の制作を本業としないだけに象嵌などの細工はしないが、刀剣制作の技術を生かして地鉄を鍛練してあるため、表面は非常に滑らかで、弾くと鈴のような軽やかな音色がする。



竜団鐔 銘「平戸住／國重（花押）」 個人蔵

平戸の鍔工で、銘振りや作風から二代か三代まで続いたものと考えられており、この作品のように花押を用いるものは二代とされる。初代は寛永（1624～1644）ころ、二代は17世紀後半に活動したと推定されている。この作品もそうであるが、真鍮を地金として多用するのが特徴である。

表でとぎれた竜の胴が、裏面につながる柄柱で、竜の瞳と火炎には金象嵌を用いている。

古代木器の保存処理(II)

発掘された木製品の処理

本紙 89号(平成2年6月1日付)で発掘された木製品の「保存処理の必要性」と「木材恒久保存処理機の導入」について紹介した。今回は「保存処理機」に資料の投入を行なう迄の留意点や手順をいくつか述べておきたい。

所謂、乾燥した古代の発掘された木材——スルメ状に乾燥しきったもの、アカ切れ状に半ば乾燥した資料は水に浸しても、P.E.G液に浸しても旧の形にもどることはない。とにかく木材の水分を蒸発させないことである。

(1) 発掘調査現場で土器や石器と同様に木製品を露出させている光景を見かける風景である。この発掘調査光景に於いては、「木製品を放置している」と理解されても致し方あるいは。木製品は土器や石器と材質が全然異なるのである。発掘調査担当者は「発掘調査現場で木製品をいかに現形保存をなすべきか。」を思考し、意を配らねばなるまい。

要するに、木製品は発掘する前の土中に埋蔵された状態に近い環境になるよう所作を加えることであらう。



名札と共に綿布で包む
(添木が必要な時も)



広幅のナilonテープで結ぶ



ボリ袋に入れて巻く



セロテープで密封

① 空気中に直接木材を露出させないようにする。

木材を露出させたら短時間の内に速やかに写真撮影、実測等を終了して収納することが望ましい。木製品の調査が中断する際は、資料に水を散布してやりビニール布で覆い、水分の蒸発を防止する。その中断が長い時には、現場の状況から何回かの水分の補給に意を注ぐことであろう。

② 出土した木製品の木材はその組織が破壊されているので現形保存に努める。

木材資料の破壊された細胞部分には水分が

満たされその重量が附加されている。従って通常の木材を扱うつもりで取り上げをすると大体資料は壊れるものである。細心の注意を払って取り上げが要求される。防湿加工されたベニヤ板等で適当な形の添木を用意する。資料を良く洗浄してから綿布等で包む。この場合綿布を4重から5重位にして資料を保護したい。そして、幅の広いナilonテープで綿布を固定する。この時、資料に水を充分に含ませる。綿布とも水に浸した方がよい。この時名札に、遺跡名、出土地点、取り上げ年月日等必要事項を記入してテープで固定する。次に、防腐剤を数滴含ませることを忘れないことである。綿布で保護されたこの資料をポリエチレン袋に入れて、セロテープ等で密封する(外から資料名等が分る様に名札を入れたい)これら木材資料は重ねないで適当なコンテナに収納する。この密封された状態が持続する限り2、3年間はこの状態で保存できるのである。

また、木材を裸のまま水槽等に浸すことも実際に行なわれているが、余り好ましいことではない。水槽において木材資料が流動する際に起こる資料同志が衝突することによって資料の端々に破損が生じるからである。とにかく、ポリ袋密閉方式にしろ、水槽への投入方式にしろいずれにしても、長期間の保存に耐え得るものではない。一刻も早く永久保存処理を行なうべきであろう。

(2) 保存処理の実際

① 綿布等で保護された木材資料を取り出し丁寧に水洗いを済ます。木材資料の現状を写真撮影を行う。簡単な実測をする。丹念な作業をすると資料に損傷を与えてしまう危険性があるので最小限の実測にとどめるのが良いだろう。また、資料の特徴や損傷の程度等を書き留めておくことも大切である。折れたり割れたりした資料は別々に梱包することが望ましい。

さて、発掘調査現場で作られた名札の記載事項を改めて書き直しが必要である。新しい名前札は、コーチングすることが必要である。資料は1ヶ年から3ヶ年の間P.E.Gタンクに浸されるので文字が消えてしまう恐があるからである。これでは、資料の価値を失ってしまう場合がある。コーチングが出来ない場合は英知を生かして対処したい。例えば、セルロイドのカードを作り、切り込みの入れ方によって表示するとか。各々の資料はそれぞれ添木を準備して、前述の如く綿布等で梱包する。名札は一緒に梱包してしまった方が良い。

当館専門員 木下 巧

資料紹介

閔家文書について

平成三年の春に御寄贈いただいた佐賀藩主閔家の資料のうち、今回は文書資料について紹介したい。

閔家は初代佐賀藩主鍋島勝茂によって物成二千石を与えられた閔將監清長以来の名門であり、閔家の系図を略記すれば

閔清長（将監）—清武（平兵衛）—清次（平兵衛）—清伸（平兵衛）—清方（儀左衛門）—英清（瀧口）—清昌（林大夫）—清升（儀左衛門）—清甫（伝之允）—新甫

となっており、少弐氏の流れだと称している。清長の代は大頭領を務めていたが、清伸は手明鑓頭や長崎間役などを歴任し、清方は足輕組頭、徒頭、御側頭などを、英清は足輕組頭、盜賊方抜荷改方、目付役、長崎間役、手明鑓頭、皿山代官、御側頭、御年寄相談役、そして御年寄からさらには貞丸様（のちの十代藩主鍋島直正）の教育係を歴任している。清昌も父が養育した直正の小姓となっている。

清升は納富家から養子となって閔家を継いだが、請役所書記・長崎屋敷詰・足輕組頭を歴任し、嘉永六年のロシアのブチャーチンの長崎来航の際は警備にあたっている。なお、清升の娘、千恵は百武安太郎（兼行）の後妻となっている。なお、御子孫の閔清彦氏は現在千葉県印旛郡酒々井町にお住まいであるが、御好意により、当博物館に御寄贈いただきました。文書以外にも次の記録類がある。

- ① 閔家系図
- ② 年中行事
- ③ 文政九年 神埼郡下郷大嶋村閔瀧口殿
御加増地田畠帳
- ④ 文政九年 神埼郡下郷大嶋村閔瀧口殿
御加増地田方年々否帳
- ⑤ 天保三年 神埼郡西郷横武村田畠帳
- ⑥ 天保三年 神埼郡西郷下郷川村御加增
地田畠帳

文書1

鍋島信濃守（勝茂）覚書 閔將監あて

覚

- 一、甲斐守所之儀 万事不相渋様 = 気遣可仕事
- 一、差立たる儀 勘右衛門尉 今一人久地井五右衛門尉、横目二人へ談合仕可相調事
- 一、諸書物 = 判之儀 其方一人可仕事
- 一、事 = より勘右衛門尉 今二人相判可仕事
- 一、御曳方 = 御年寄中へ之使之事
- 一、奏者仕事
- 一、重頭人可相副候間、其心得可申事已上
寛永十弐年

極月十五日

信濃守 花押

閔將監

注 甲斐守 鍋島直澄（初代蓮池藩主 勝茂の子
蕃創設以前のもの）（1615～1669）

信濃守 初代佐賀藩主鍋島勝茂（1580～1657）



文書2

鍋島直澄手頭 (閔將監あて)

一、我等召仕候者共 萬端不行儀候て見懸可懲
と存候条 為其方潤敷申付可然候 其上ニ而
少も緩之者於有之は 則生咎可申付候事
一、無用之費 可相改事
一、我等諸用之儀 身ニ懸候て氣造深ク候之儀迄
相閉目候は 然ニ無之候条 兼而之申付 可為
肝要事。
一、我等傍中仕置之儀 罰を以テ可使為賞事
一、諸事至其時は わきまへかたき物ニ候間 前
を以之相談可為肝要事

右之條ト守其旨 潤敷可申付者也

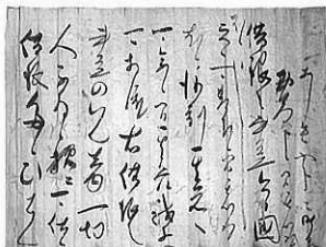
子

八月四日

直澄 花押

閔 將監

注 直澄 (前出)



文書3

鍋島元茂書状 閔將監あて

一書啓候 然者此方無相替儀 殊右兵衛別面息
災ニ盛仁候間 心安可被存候 隨ニ今燒之皿望ニ

存候条 信州様へ被申上 於御分別ハ御進上物ニ
被成候皿ニ燒手ニ被仰付候様ニ存頼候 望ハ

一せいじの皿 武十
一高麗皿之手四十 内、武十ハなりをかへ候て
一高ちよくこのこのわた皿 武十
右、何も信州様御意次第ニ都合八十之皿被仰付
被下候様ニ被申上可給候、御無心ニ可被思召上候
へ共しがと右之分ニ被成御分別候様ニ頼存候 譲
言

紀伊守

八月廿一日 元茂 花押

閔 將監殿

まいる。

注 元茂 初代小城藩主鍋島元茂 (1602~1654)
右兵衛 (勝茂の子、元茂の弟 直義?)

信州様 (鍋島勝茂)

盛仁 — 成人

せいじ — 青磁

高ちよく — 高猪口

文書4

鍋島勝茂自筆書状 閔平兵衛あて

借銀之書立、今日国元ヘ可差下候間、其心得尤
候 後刻其元ヘ可參候間 其上に我等ヘ可相渡候
右借銀之書立のいんすふ一切人不存候様ニ可仕候
借銀多くひはんあしきやうニ昨日勘右衛門尉申候
ヘハ 其心得尤候 以上

信

平兵ヘ まいる

日附はないが、端裏に信 (信濃守勝茂) より平兵
衛 (清武) にあてたものである。寛永十三年 (一六
三六) に平兵衛の父清長 (将監) が没しているので
それ以後のことであろう。藩の借銀について勝茂が
気遣っている様子や閑家が勝茂の側近として財政に
深くかかわっていたことがうかがえる。勝茂は江戸
参勤中であった。

注 いんすふ — 員数

文書5

鍋島勝茂直筆書状 閔將監あて

氣相いかゝ候や、無油断養生尤候 仍先日方申
付候仕直レ之色ニ書物 今月中不残出来候やうニ
急可申候 別ニ直書なをし候物多候間 其心得可

申候。不計儀も候ハん間申入候 以上

七月十五日

関 将

注 氣相一氣分

勝茂が藩法（鳥の子帳）を作成するときのものかと思われる。



文書 6

松浦肥前守書状 関平兵衛あて

我等爰許就到着 御入來欣然之至候 為謝礼如此候 以上
四月廿五日 松 肥前守

関平兵衛謹

文書 7

鍋島治茂知行宛行狀 関儀左衛門あて

其方扶持米、今度為加增地方召成 牯嶋郡下田野上村之内 地米拾八石申付之訖 前知高三百八石四斗壱升之事 全可所務者也。

安永二年五月朔日 治茂（黒印）

関 儀左衛門

注 治茂 第八代藩主鍋島治茂（1745～1805）
関儀左衛門——清方



文書 8

鍋島治茂知行宛行狀 関儀左衛門あて

為加増 牯嶋郡下田野上村之内 地米拾石申付候訖 前知高三百三拾三石四斗壱升之事 全可所務者也

安永五年九月十一日 治茂 黒印

関儀左衛門

文書 9

安永六年白石南郷下田野上村、関儀之允御加増地引渡目安

一田方 壱町八畝廿五歩半
米八石四斗七升六合

一屋敷 九畝拾九歩半
米四斗八升武合

一鳴方 三段壱畝拾八歩
米壱石四升武合

合田畠壱町五段三歩

地米拾石

内

田数壱畝 田方年々否
米七升三合

以上

西七月 江副幸八 印
喜多又三郎 印
塙原仙左衛門 印



文書10

鍋島斎直知行宛行状 関瀧口あて

其方神崎之内 今度為加増 地方ニ召成神崎郡
大嶋村之内 地米拾五石養父郡立石村之内 地米
拾五石都面米三拾石申付之訖 前知合高三百三
拾八石四斗壺升之事 全可令所務者也。

文政九年五月朔日 斎直 黒印

関瀧口

注 斎直 第九代佐賀藩主鍋島斎直(1780~1839)

関瀧口 — 英清

以上の文書について紹介したが、さらには付記すれば、文書1において寛永十二年（1635）において関将監は勝茂の側近として重要な立場にあり、勝茂の子 鍋島直澄（蓮池初代藩主）が部屋住の身であるのを世話役であったということがわかる。文書2ではその直澄が自分の召使う者達のことや、出費のこと、重要なことの相談などについて将監に指示している。文書3については、小城藩創出前の鍋島元茂が父勝茂に相談をして献上物として青磁、高麗皿、高猪口のこのわた皿など八十枚を焼かせる許可を将監に依頼している。寛永期（将監は寛永十三年没）という比較的早い時期での焼物の記録であり、将監の勝茂側近としての発言力の大きさをうかがえるものである。



文書4についても勝茂が借銀について指示したもので機密に通じていたことがわかる。文書5について勝茂は「気分はどうか」と将監に気遣いをみせる一方で勝茂の手で確立した藩法（鳥ノ子帳）の整備に協力させていたことがわかる。「葉隠」の中にも勝茂が藩法を整備して藩政の基礎を確立したことに関する「御一生

反舌の内に御座なされて 御仕立なされ候」とその労苦を憚っているが、その側に関将監がかわっていたのである。文書6は平戸藩主松浦鎮信（五代）の書状で大名同志の交際において取次の役目をしていたものであろう。文書7と8は閑儀左衛門に対する加増の知行宛行状（あてがいじょう）である。文書9は加増の知行宛行状を具体的に記したもので、宛行状とセッティングになっているものである。文書10は鍋島直正の父 斎直が閑瀧口にあてたもので知行高は三百三拾八石となっている。

副館長 小宮 瞳之

博物館常設展のご案内

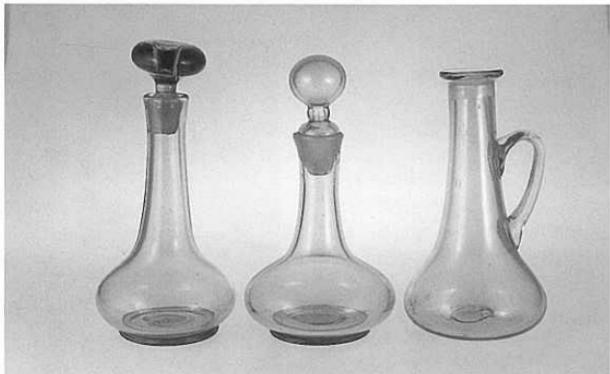
佐賀硝子と山水画

7月26日～9月16日

夏を涼やかに過ごしていただくために、硝子と山水画の展覧会を企画しました。

佐賀硝子は江戸時代の安政年間に佐賀藩精煉方で製造が始められましたが、廃藩置県後も鍋島家の経営で盛業、明治十二年には工部省品川工作局で英國式硝子製造法を学ぶなど最新の技術を導入しています。今回紹介するのは、明治二十四年（一説に二十七年）精煉合資会社として鍋島家の経営を引継いだ青木家ご所蔵の硝子の数々です。

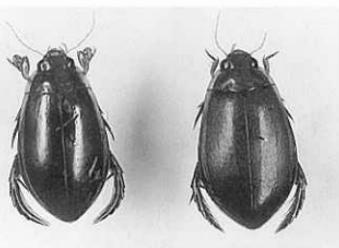
山水画の出品予定作品は、谷文晁の山水図や伝雲谷等顔筆の山水図屏風などです。



子供のための自然史展—佐賀県の水棲甲虫類—

7月23日～9月1日

水棲の昆虫には、ゲンゴロウやガムシ・タガメやコオムシなどがいますが、農薬や生活排水による河川の汚染、都市化による池や沼の埋め立て、河川改修による自然川岸の破壊などによって、昔はどこにでもいたものがほとんど見られなくなりました。今回は水棲昆虫のうちから、佐賀県で採集されている水棲の甲虫類5科40種を展示解説します。



ゲンゴロウ

佐賀県立博物館・美術館報 第93号

平成3年7月1日発行

編集発行 佐賀県立博物館・佐賀県立美術館

〒840 佐賀市城内1-15-23 電0952・24・3947 集0952・24・8129

印 刷 (株)大同印刷